

麻布地区総合支所管理課  
福祉施設整備担当

## 東麻布二丁目複合施設整備計画（素案）報告会の結果について

東麻布二丁目複合施設（旧飯倉小学校）の施設整備について、基本構想及び基本計画からなる東麻布二丁目複合施設整備計画（素案）報告会を実施しました。

### 1 経緯

東麻布二丁目複合施設整備については、東麻布二丁目複合施設整備計画（素案）を定め、令和4年7月29日開催の区民文教常任委員会へ報告しました。

その後、旧飯倉小学校跡地活用検討会のメンバーに説明し、ご了承いただきました。また、施設利用者及び近隣への報告会を実施してご意見を伺いました。

### 2 東麻布二丁目複合施設整備計画（素案）報告会の実施概要

#### (1) 報告会

##### ア 実施日

- ①東麻布町会長会（東麻布地区6町会の町会長で構成された組織）  
令和4年7月29日（金）
- ②東麻布まちづくり協議会  
令和4年8月3日（水）
- ※①と②は、旧飯倉小学校跡地活用検討会の構成員です。
- ③近隣・施設利用者  
令和4年8月10日（水）

- イ 意見件数 22人 26件
- ウ 意見の聴取方法 会議形式で報告会を実施し意見を聴取
- エ 実施場所 東麻布区民協働スペース

#### (2) 主な意見と区の考え方

資料20-2「東麻布二丁目複合施設整備計画（素案）報告会に寄せられた区民意見に関する区の考え方」のとおりです。

### 3 東麻布二丁目複合施設整備計画

整備計画については、区民意見の内容が、今後の設計段階で検討を行うものや、整備計画（素案）の内容を確認するものが中心であったため、整備計画（素案）からの変更はありません。

#### 4 今後のスケジュール(予定)

令和4年	9月	令和4年第3回港区議会定例会（設計費補正予算案提出）
	9月下旬～5年1月	基本設計・実施設計・施工事業者選考プロポーザル
令和5年	3月～7年1月	基本設計・実施設計
令和6年	6月	令和6年第2回港区議会定例会（工事議案提出）
令和6年	7月～7年3月	体育館棟解体工事
令和7年	4月	新施設建設工事開始
令和8年	7月～9年3月	校舎棟改修工事実施設計（令和8年度当初予算）
令和9年	5月	新施設竣工
令和9年	6月～9月	外構工事
	8月	新施設開設
	10月	校舎棟改修工事開始（令和9年度当初予算）
令和10年	3月	校舎棟改修工事完了
	4月	校舎棟運用開始

## 東麻布二丁目複合施設整備計画（素案）報告会に寄せられた区民意見に対する区の方

### 1 意見数

東麻布二丁目複合施設整備計画（素案）報告会の実施概要		件数
（1）報告会実施日		
① 東麻布町会長会（東麻布地区6町会の町会長で構成された組織）	令和4年7月29日（金）	3件
② 東麻布まちづくり協議会 （※①と②は、旧飯倉小学校跡地活用検討会の構成員です。）	令和4年8月3日（水）	2件
③ 近隣・施設利用者	令和4年8月10日（水）	21件
（2）意見件数	22人 26件	
（3）意見の聴取方法	会議形式で報告会を実施し意見を聴取	
（4）実施場所	東麻布区民協働スペース	
計		26件

### 2 意見への対応状況

区分	対応	件数
1	意見を反映し、素案を修正したもの	0
2	素案に意見の趣旨が反映されているもの	9
3	今後の設計・工事や施設運営等で検討するもの	5
4	意見の内容が対応不可能なもの	3
5	その他、区に対する意見・要望・質問として受け付けたもの	9
計		26件

東麻布二丁目複合施設整備計画（素案）報告会に寄せられた区民意見に対する区の考え方

	整備計画 該当資料	意見内容	区の考え方	対応 状況
1	第2部第5章 基本計画	東麻布保育園側の通行路上に駐車場が計画されているが誰が駐車する予定なのか。 普段駐車されるということか。	給食食材運搬用車両など施設管理に必要な業務用車両が駐車します。一般利用者向けではないので、普段駐車することはありません。	2
2	第2部第5章 基本計画	校舎棟を改修工事してから20年以上は使用することのだが、その間建替えの計画はないということの良いのか。	校舎棟は、区有施設の長寿命化の目標に基づき、築80年程度使用する見込みであり、現時点では、建替えの計画はありません。	2
3	第2部第4章 施設計画の 考え方	園庭は区民が一般利用できるのか。	園庭は、東麻布保育園や学童クラブ等の活動の場として使用します。 セキュリティの関係からも、一般の方が自由に立ち寄れる園庭ではありません。	5
4	第2部第4章 施設計画の 考え方	旧飯倉小学校の廃校の際に請願になったこともあるが、花壇菜園は継続して設置してもらいたい。現在、菜園は80㎡ある。計画ではこの広さは確保されるのか。	菜園は再整備する予定です。配置等の詳細は設計の段階で決めていきます。	3
5	第2部第4章 施設計画の 考え方	整備計画を見ると、体育館の解体期間中や建設中の仮設計画における工事用スペースが大きい。安全確保のために必要なのか。工事期間中のイベント開催、菜園の継続などはどのように考えているのか。	工事用スペースは、設計の段階で決定しますが、可能な限り、園庭等が広く使えるよう配慮してまいります。 また、工事期間中も保育園のイベント等は開催できるようにします。菜園の継続の仕方についても、設計段階で詳細を決めていきます。	2

	整備計画 該当資料	意見内容	区の考え方	対応 状況
6	第2部第4章 施設計画の 考え方	体育館棟は、建築基準法不適格の建物だということ、解体しないと新施設を新築できないとのことだが、体育館は以前、補強工事をして安全性に問題がないことが確認されている。新築期間中、26か月にわたり避難所が無い状態になるし、コロナで広く避難所をとらなければならない。体育館棟の解体時期を新施設完成後に変更できないのか。	体育館棟の解体後は、校舎棟の区民協働スペースを区民避難所として位置付けることとなりますが、その面積は約300㎡と現行とほぼ変わりはありません。新型コロナウイルス感染症対策として避難所を広く確保することについては、他の避難所も同様なので、他の施設も含めて検討することとなります。新施設を新築するためには、法令に則り、最初に既存不適格の体育館棟を解体してからでないと、整備を進めることができません。	4
7	第1部第5章 複合施設の 整備内容	小規模多機能型居宅介護施設とはどのような施設なのか	小規模多機能型居宅介護は、高齢になってからも自宅に住み続けられるよう支援する介護サービスで、通所を中心として宿泊もできる施設です。リハビリ機能や利用者同士のコミュニケーションも図れます。通所や宿泊だけでなく施設の職員がご自宅に訪問し、介護や相談に応じたりする訪問機能もあります。介護サービスのため、介護認定を受けた方が対象で、利用料金は、介護保険料の1割から3割になります。	5
8	第1部第5章 複合施設の 整備内容	小規模多機能型居宅介護施設の稼働時間は何時から何時までか。	稼働時間は、宿泊利用もあるので24時間稼働しています。通所については、9時から17時程度を予定しています。	5
9	第2部第4章 施設計画の 考え方	南側区道の歩道が狭くてバギーは通れない。前面道路はどのようになるのか。電線地中化計画はどうなるのか。	新施設では、歩行者が通りやすいように建物を道路からセットバックして歩行空間を広げます。また、当該施設の整備期間中に電線地中化も実施する計画があるので、電柱がなくなり、歩行しやすくなる予定です。	2

	整備計画 該当資料	意見内容	区の考え方	対応 状況
10	第 2 部 第 5 章 基本計画	体育館棟の跡地には新施設を建てないのか。	これまでの跡地活用の検討の中で、地元からは区道側に建築してもらいたという要望が出されています。また、体育館棟の跡地は、敷地分割しても国道側に 10メートル以上の接道を確保できないため、新施設は新築できません。	4
11	第 2 部 第 5 章 基本計画	今、区民協働スペースを利用しているが、ハンドベルの練習を継続できるのか。また、今あるピアノは移動するのか。楽器演奏は地下の防音機能のある部屋で行うようだが狭くはないのか。また、1階の区民協働スペースでも音楽活動が出来るのか。	地下の防音機能のある部屋で音楽活動が出来ます。既存のグランドピアノは移動できるか検討します。現在の校舎棟の防音機能がある会議室D（音楽室）は90㎡、新施設の地階の会議室は65㎡程度確保する予定です。また、1階の区民協働スペースは、これまでどおり区民協働で行う活動で利用することができます。また、4つの会議室は、可動式間仕切りで広く使えるため、イベント等で利用することができます。	2
12	第 2 部 第 5 章 基本計画	区民協働スペースの防音対策はしないのか。	区民協働スペースについては、平時は会議室、災害時は区民避難所になるため、採光や換気の関係から防音室にはできません。	4
13	第 2 部 第 5 章 基本計画	現在の体育館棟の区民避難所は300㎡あり、現在の区民協働スペースも300㎡あると言うが、避難所は広ければ広いほどよい。「同じ面積があるからよい。」とはいかないのではないのか。施設利用者から施設整備に関する提案は、いつ行うことができるのか。	体育館棟の解体後は、校舎棟の区民協働スペースを災害時の区民避難所として位置付けます。新施設完成後は、新たな区民協働スペースに加えて、校舎棟改修工事後の多目的室も区民避難所に位置付けるので、大幅に広がります。利用者等からの提案は、基本設計がある程度できた時点でご意見を頂く場を設定する予定です。	3

	整備計画 該当資料	意見内容	区の考え方	対応 状況
14	第 2 部 第 5 章 基本計画	校舎棟を改修するということが、災害時は区民も使うのか。多目的室で音楽活動等も出来るのか。	通常、校舎棟は保育園等の児童福祉施設が使用します。セキュリティを重視しつつ各施設の事業等の中で、区民の方も使えるようにしたいと考えます。	3
15	第 2 部 第 5 章 基本計画	体育館棟の裏側に設置予定のキュービクルとは何なのか？	キュービクル（高圧変電設備）は、校舎棟で使用します。近隣に影響が出るような大きな音は出ません。なお、設計の段階で設置場所が変更となる可能性もあります。	2
16	第 2 部 第 5 章 基本計画	体育館棟裏のキュービクルと電線地中化用のキュービクルと校舎棟用は別なのか。	校舎棟用と電線地中化用のキュービクルは別になります。	5
17	第 2 部 第 5 章 基本計画	解体工事前に説明会は開催するのか。	解体工事の前に、説明会を実施するよう要綱で定められています。日程が決まりましたら、事前にご案内します。	5
18	第 2 部 第 5 章 基本計画	施設のセキュリティを強化すると、一般の方が入れない。検討してもらいたい。	新施設のロビー等については、一般の方も利用しやすいよう設計時に検討します。	3
19	第 2 部 第 5 章 基本計画	解体工法については、静音工法が出来る業者を選ぶのか？業者によって対応が変わるのか。	静音工法を前提として見積りし、施工事業者を選定します。	2
20	第 2 部 第 5 章 基本計画	体育館棟の解体後、園庭になったときに、現在の塀と木は残るのか。 隣地にボールが飛んで行かないようにネット等は設置するのか。	プール側の桜は老朽化しているため残せませんが、他の樹木については、移植できないか検討します。 敷地の境界には、塀などを不審者対策として設置します。また、ボールが飛んで行かないようネットを設置することについては、園庭の使用方法も含め設計段階で検討します。	3

	整備計画 該当資料	意見内容	区の考え方	対応 状況
21	第 2 部 第 5 章 基本計画	利用する人が増えていくことが予想される。そのような幅広い意見を聞けないのか？	設計が進み、近隣や施設利用者への説明会を行う際に改めてご意見を伺います。	5
22	第 2 部 第 5 章 基本計画	工期を短くして、早く開設してもらいたい。	設計施工事業者が決定したら、可能な範囲で検討します。	5
23	第 2 部 第 4 章 施設計画の 考え方	新しい施設の出入口には、防犯カメラを設置するのか	設置する予定です。	2
24	第 1 部 第 5 章 複合施設の整備	区民協働スペースについて、新しい施設になったら町会でもっと活用したい。	町会の単独事業はもちろんのこと、町会と他団体との共催事業でも使用できるので、ご活用ください。	5
25	第 1 部 第 5 章 複合施設の整備	多目的室で高齢者が運動できる環境を整えて欲しい。	ニーズがあれば、麻布地区いきいきプラザの運用の中で、出張講座等の実施について検討します。	5
26	第 2 部 第 4 章 施設計画の 考え方	園庭に整備する予定の「メモリアルスペース」はどうなるのか。	現在、保育園の前に設置されている飯倉小学校の記念碑等 を移設し、整備する予定です。	2